

議案第30号

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年久喜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月24日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

長時間労働の是正のための措置として、職員の時間外勤務における上限時間等に関する事項を定めるため、この案を提出するものであります。